

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成27年1月23日（金）11:47～12:14
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団混志会瀬田クリニックグループ代表
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <提案者>

- 奥山 恵美子 仙台市長
- 大槻 文博 仙台市まちづくり政策局長
- 村上 薫 仙台市まちづくり政策局政策企画部長
- 梅内 淳 仙台市経済局産業政策部長
- 畑中 雄貴 仙台市まちづくり政策局政策企画部プロジェクト推進課長

#### <事務局>

- 内田 要 内閣府地方創生推進室長
- 富屋 誠一郎 内閣府地方創生推進室長代理
- 宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官
- 松藤 保孝 内閣府地方創生推進室参事官

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 ソーシャル・イノベーション創生特区
- 3 閉会

---

○宇野参事官 それでは、引き続きまして、仙台市さんのヒアリングを開始したいと思います。本日は奥山市長にも御出席いただいております。ありがとうございます。

総理からの指示もございまして、今春を目途に地方創生特区という形で国家戦略特区の2次指定について検討していくということになっております。その一環として、夏に御提案をいただいた公共団体のほうからヒアリングをさせていただくということで、行わせていただいております。

なお、本日、資料を提出いただいておりますが、これは公開ということによろしいという理解で、あと、やりとりについても公開という形で進めさせていただければと考えております。

全体で30分程度時間を確保しておりますので、大体10分ぐらいで最初に御説明いただければと思っております。

座長、よろしく申し上げます。

○八田座長 お忙しいところ、お越しくださしまして、ありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いいたします。

○奥山市長 今、御紹介がありましたように、昨年の8月にソーシャル・イノベーション創生特区を仙台市として提案させていただきまして、その中の幾つかの考えにつきまして、国家戦略特区法の改正法案に盛り込んでいただきました。私どもも大変うれしく思った次第でございます。

残念ながら、法案は選挙という関係もございまして廃案ということになったわけでありましたが、次の通常国会にはこの法案をさらにブラッシュアップといたしますか、規制改革事項の追加を行った上で提出の御予定と聞いておりますので、また1日も早い成立を私どもも願っている次第でございます。

まずは、仙台市といたしましては、私どもが提案させていただきました改革事項を、法案の成立を願いつつも、着実に我々として実施できることはやっていくという考えで今、諸般の準備を進めているところでございます。

また、今回の2次指定は今もお話もございましたけれども、地方創生特区という位置づけと伺ってございます。地方の衰退ということが今、大きな課題になっておりますが、少子高齢化でありますとか、そのもととなります人口減少、また、自治体の財政の悪化による行政サービスの縮小など、さまざまな要因があるわけではございます。

夏のヒアリングの際にもお話をさせていただきましたが、この仙台市の提案はいわゆる課題先進地域といってもよい、また、被災地でもあります東北地方において、さまざまな社会的な課題を解決していく起業家でありますとか、また、既存の企業も含みますけれども、規制改革によって後押しをすることなどを通して、新たな経済の成長モデルをお示ししたい、このような願いのもとにつくられているものでございます。

この本市の取り組みが先進的な事例となり、被災地を含む東北全域、大きく言えば日本全体に波及することを目指していると、私どもの気持ちとしてはそのようなところでございます。

では、お手元の資料の1ページをご覧くださいながら、お話をさせていただきたいと存じます。

まず、資料の1枚目の中段でございます。4つの四角い箱は、さまざまなメニューの性格ごとに分類をさせていただきまして、現状での私どもの取り組みの状況をお示しするということになってございます。

まず、左上のほうでございますけれども、ソーシャル・イノベーション創生特区実現のためには、当然のことでございますが、仙台市が提案を申しあげました案件を着実に実行することが何よりも肝要と思っております。したがって、実際に改正法案に盛り込まれました3つのメニューにつきましては、来年度の仙台市予算案への反映や条例の改正、具体の運用の検討など、着実にこれを活用するための準備をしている段階でございます。

また、実際にこれらのメニューを活用していただく、そうした起業家の掘り起こしにつきましても、今、鋭意情報収集やさまざまな面談を進めているところでありまして、仙台市内に所在しております起業家を支援する一般社団法人などが震災後に立ち上がっておりますけれども、そうした団体や、また、市の外郭団体の産業情報に詳しいところなどとも情報の交換を進めておりまして、これらの皆様と連携をしながら行っていく考えでございます。

次に、右側にやや赤味がかかった色合いで色をつけてございますけれども、こちらは夏に提案をいたしました内容のうち、法案に現在のところでは盛り込んでいなかったものについても、ソーシャル・イノベーションの創造のためには必要なメニューと我々は考えますことから、引き続き、特区のメニューとなるようお願いをしたいと思っております。

これらに加えまして、本市の提案以外の追加のメニューでありますとか、また、初期のさまざまな特区のメニューにつきましても、ソーシャル・イノベーションを通じた地方創生を後押しするものについては積極的に活用したいと考えております。

具体的には、左下のほうの欄、ブルーの部分になってまいりますけれども、シルバー人材センターによる派遣事業の規制緩和についてでございますが、この活用を前向きに現在、検討しているところでございます。

なお、具体の派遣事業の職種でどのようなものかということにつきましては、現在、ニーズも含めて掘り起こしを行っているところでございます。

また、この部分につきましては、資料には具体には記載をしていないのでございますけれども、地域限定保育士というものにつきましては、仙台市も保育士の確保や待機児童の解消という面では大変厳しい状況を抱えているところでございますので、高い関心をもってございます。

ただ、現状の中では、具体的に宮城県が特区である特定の市町村のために県として保育士の試験を実施するという事になっているわけなのですが、県のほうへのインセンティブが少ないという状況ではないかと思っております。例えば試験を私ども当該自治体が直接行うことができるか、または、地域の限定をこの件に関して特区としてお願いする仙台市のみならず、宮城県全域まで拡大できるか、そういったさらなる検討が若干必要かなとも思っているところでございます。大変地域的にはニーズの多い課題ですので、これにつきましても前向きな前進が図られるように、なお検討を深めたいと思っております。

あわせて、右下の部分になりますけれども、初期のメニューにございますエリアマネジ

メントの民間への開放ということにつきましては、町のにぎわいの創出などを通しましたソーシャル・イノベーションに資するものと考えておりました、市内の具体的なエリアなど、メニューの活用に向けて今、詳細の検討を進めている段階でございます。

また、雇用労働相談センターでございますけれども、外国人の起業家などに対して我が国の雇用ルールを明確に理解いただくと、そのようなものと受けとめております。本市の提案のワンストップセンターの設置にあわせてこれを活用できればと思っているところでございます。

続いて、2枚目のほうを説明させていただきます。「指定基準への適合性」ということでございます。

まずは、仙台市内への経済的社会的効果ということでございますけれども、ソーシャル・イノベーションの担い手の方々によるさまざまな社会的な課題の解決が期待できますほか、仙台市版の成長戦略として昨年、ほぼ1年前に策定いたしました、仙台経済成長デザインという計画を持っておりますが、これに掲げます数値目標の達成にも大いに資するものと考えております。

なお、この数値目標は仙台だけではなくて、東北地方全域の発展を念頭に設定をさせていただいたものでありまして、例えば観光客入込数などもそうではありますが、これを達成することが東北全体の経済の活性化、地方創生につながると考えているところでございます。

また、特区を超えた波及効果ということでありますけれども、社会的な課題をソーシャル・ビジネス、社会的企業への支援を通じて解決していくということは、我が国としても今後、目指すべき道の1つであると考えております。課題の多い東北地方でございますので、そういう意味ではソーシャル・ビジネスの一大マーケットだと申し上げてもよろしいかとも思います。東北地方にとどまらず、各地域にこの仙台市の取り組みをご覧いただきまして、それぞれの地域の事情に応じて地域性のある意味ではしんしゃくして、カスタマイズして、施策化を図っていただく、そのようなことは日本全体の地方創生を推し進める上で大いに進んでいくものと考えているところでございます。

続きますのは、この特区の先進性と革新性についてでございますけれども、昨年11月に、私どもは10年前からフィンランドと交流を進めているわけでございますが、福祉産業の振興といった面で連携をしましてまいりましたが、その10年の協定が切れましたので、さらに延長するというところで行ってまいりました。高福祉ということで知られるフィンランドを中心とした北欧諸国でも、最近では社会的な起業といった形が増加をして、いわゆる制度のすき間を埋めるようになってきているというお話を伺ったところでありまして、やはりいろいろな面で先進的な取り組みというのは、ある意味では世界的な規模で取り組まれているのだなと思ったところでございます。

我が国におきます人口の減少や少子高齢化の先進地であります東北において、こうした社会的な起業を促進していくことは、先ほど来申し述べさせていただいておりますように、

地方創生という意味においても十分に革新性があり、人口減少に悩む我が国の国家戦略としても大きな意義のあるプロジェクトに成長すると確信をしているところでございます。

続きまして、私どもが特区を実現する意欲ということでございますが、今回、こうして御説明の機会をいただいたことも大変ありがたく思っておりますが、今、申し上げておりますように、仙台市の提案を着実に来年度以降実行に移すために、必要経費の来年度予算案への計上、条例改正や運用の検討など、着実に準備を進めているということを御理解賜ればと考えております。

育児休業の複数回の取得という要件の緩和につきましても、前回お話をさせていただきましたが、私どものほうでは来年度の実施に向けて仙台市としての条例の改正や運用の見直しなどの準備を進めているところでございます。

今回の特区の提案は、ソーシャル・イノベーションを志向します起業家の増という本市が持ちます強みを最大限生かそうということで考えた内容でありまして、震災以降、福岡市は御承知のとおり大変に新規開業率の高い自治体でございますけれども、直近の調査によりますと、本市の震災後の新規開業率は福岡市を上回るという数字も出ておりまして、この特区を実現する十分な可能性、土壌といったものがあると考えているところでございます。

また、仙台市を取り巻く社会的インフラも含めた環境でございますけれども、御承知のとおり、仙台市は東北地方の中核都市として充実した社会環境を備えておりますとともに、国内有数の研究機関である東北大学のお膝元ということでもございます。参考資料としてきょう、お配りをさせていただいておりますが、先般、検討が開始されました近未来技術実証特区で重点分野とされております自動走行、自動飛行といったものにつきましても、東北大学は最先端の研究を進めていると承知をしております、さきには安倍総理や小泉政務官にも御視察をいただいたということもございました。

仙台市が指定されました暁には、これらのまだ潜在的なシーズとなっておりますものを有効活用する規制改革といったものも検討の俎上に上ってこようかなと思っているところでございます。

まずは、東北の中核市、唯一の政令市であります仙台におきまして、大胆な規制改革を実行いたし、地方創生の新たな方向性や、また、施策の展開をお示しして、これを東北全体に広げるとともに、ひいては日本中にも普及することができればと願っております。私としても、しっかりとこのことについて力を尽くしていきたいと思っておりますので、ぜひとも指定をお願いしたいということで、きょうはお話をさせていただきました。

どうもお時間をいただいて、ありがとうございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、夏の提案に関して、これまで各省庁の見解を聞いたり、折衝した結果を事務局から報告していただきます。

○宇野参事官 まず、NPO法人の設立手続の迅速化、ワンストップセンターの設置につつま

しては、一旦廃案になっておりますけれども、法案に盛り込んでまた再度提出するという方向で考えております。

用途変更手続のワンストップ化という中で、建築確認の権限を協議会もしくは市長に移せないかという御提案がございました。これにつきましては認められないという回答が来ておりまして、要は、建築確認というのは専門的な知識及び経験を有する建築主事はその責任をもって適合していることを審査するということを言ってきております。さらに、協議会のメンバーに入ってもらって協議会の中でやるということはワンストップのほうは可能であろうという回答が返ってきておりますが、さらに突っ込んで、技術審査は確かに建築主事がやる必要があるかもしれないけれども、最終的な確認を市長名で出すとか協議会で出すということは本当にできないのかというあたりを今後、協議していきたいと考えております。

○事務局 法務省の関係でございます。

公証役場の管轄の見直し、定款認証手数料の無料化につきましては、関係省庁と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○事務局 育児休業の件でございます。分割取得の件でございますけれども、厚労省と相談いたしましたところ、法律上に一義的に認めることは極めて難しいけれども、事業主が法を上回る措置として育休の分割取得を認めることは可能である。また、男性の配偶者が産後8週間までに育休を取得した場合に限りまして、再度の育児休業の取得が可能という回答をいただいております。

○八田座長 ちょっと今、早く言われたのでよくわからなかったのですが、もう一度ゆっくり言っていただくと、原則としてはだめだけれども、どういう場合にオーケーだったのですか。

○事務局 現行法令上は育児休業というものを事業主が法を上回る措置としまして分割取得を認めることは可能です。ただし、法律でそれを義務づけてはいない。

○八田座長 法を上回る形でということはどういうことですか。要するに、事業主が自分の裁量で分割するのはいいということです。

○事務局 それは構わないということです。労使合意に基づいて。

○八田座長 なるほど。

○事務局 最後に、金融庁からでございますけれども、上場企業に対する育児休業取得率の同等の義務づけという提案でございます。

提案の中身としましては有価証券報告書の中に2件の内容の記載の義務づけを要望されておりまして、まず1つ目は管理職への女性の登用の状況ということでございますが、これにつきましては、昨年10月に企業内容等の開示に関する内閣府令の改正をしております、これによりまして認定がされることとなっております。

もう一つ、男女別の育休取得率につきましては、有価証券の報告が、投資家の保護とい

う観点がございますので、投資判断上の必要性がそもそもあるのかということ、男女別の育休を取得することが企業のコスト増につながるかといったこと全てをトータルで判断する必要はあるという回答を得ております。

以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

○原委員 育児休業の複数回取得のところは多分、お求めになっていることとややずれているのではないかという気がします、要件の緩和というのは。

○畑中課長 現状では、例えば、配偶者が亡くなったりとか、あるいはお子さんが長期の疾病にかかってしまったりとか、そういう場合に複数回取得できるとされています。育児休業については、民間と国家公務員と地方公務員でそれぞれ法律があって、要件が、国だったら省令で、地方だったら条例、民間も省令で定められているところでして、確かに民間に関しては法を上回る措置は労働契約でできるのかもしれませんが、民間の先進的な事例ということで、まず公務員からやる場合には、省令の特例を置く必要が出てくると思います。要件を省令で定めているところですので、その要件を緩和するといったことです。

○八田座長 今の公務員に関してのことで議論は。

○事務局 申しわけございません。厚生労働省が所管しているのは民間のものでございまして、今、御説明したのはあくまでも民間についてということでございますので、公務員セクター、国家公務員、地方公務員に議論いたしておりません。

○八田座長 これはどこですか。総務省。では、これはぜひ総務省とまた検討をお願いいたします。

大体今のが検討の状況でございます。

あと、きょう、市長が御説明になったことも含めまして、御質問、御意見があったら委員の方からお願いいたします。

○阿曾沼委員 1つ御質問よろしゅうございますか。

NPO、一般財団等の、いろいろな設立手続があると思いますが、また起業ということであれば、多くはベンチャー企業ということなんでしょうが、過去1～2年の間にどのくらいの問い合わせがあって、その中でどのくらいの件数で阻害されているのか、もしくは課題があるのかという実態を少し教えていただけますか。

○梅内部長 実質的な阻害件数の把握はかなり難しいです。しかしながら、昨年1月に私どものほうで起業に係るワンストップ相談窓口を仙台駅付近のビル、市内でも利便性の一番高いところにつくったわけでございますが、それ以来、相談の件数が具体的に設置前の4倍、月あたり30件程度であったものが100件を超すという状況になっております。一般に、東北人はおとなしいと言われておるのですが、地域のために起業したいとリスクを恐れず、起業に飛び込む方が増えている。中には、仙台で事業をしたいという方もありますし、仙台で起業して、事業者と結びついたらうえで被災地の田舎に帰りたいという事例も出ておりますので、先ほど市長のほうから申し上げましたような東北への貢献意欲、ニーズが确实

にある、それが増えている、顕在化していると感じております。

しかしながら、お尋ねの阻害された件数がどのぐらいあるかというのはなかなか調査が難しいところございまして、そこについては申しわけございません、数として把握しておりません。

○原委員 先ほど市長からの地域限定保育士のお話がございまして、もう少し使い勝手をよくできるというお話だったのですが、これは1つが試験を独自につくれるようにするという、それから、もう一つが地域について仙台市だけではなくてエリアを県域に広げるとい、そのあたりができるとやりやすくなるのではないかと理解してよろしゅうございましょうか。

○奥山市長 この地域限定保育士のほうは採用試験を1年に1回やっているものを1年に2回やれないかということを考えているわけですが、特区になるのは仙台市で、そこで働く保育士を考えるわけですけれども、保育士の試験の実施主体が宮城県なわけですね。そうすると、宮城県としては県域全域に地域限定保育士の効用が及ぶのであれば県として2回やるという手間とか負担とかを是としてもいいけれども、仙台市だけにしか及ばないのであれば、そのためだけに試験をやっているのは、全く県として意味がないとは言わなけれども、政策を実施するに当たっての必要性がやや乏しいのではないかと考えております。

ですから、明らかに地域に効果を得られる仙台市が、一般的に県がやる保育士の試験を仙台市としてやるか、もしくは特区の適用される範囲を地域保育士に限っては試験主体である県域全体に勤務してもいいという形で拡大できるか、どちらかのメリットなり省力化とかがあったほうが、県が積極的にこの案件に賛同を示して、我々と協力体制が組みやすいかなど考えまして、実際に県に相談しているわけではないのですが、内部で検討した際に議論になったものですから、ちょっと補足して話をさせていただきました。

○八田座長 その場合に、県の負担に対して多少財政的に補助するとか、問題作成に関してある程度こちらでやるという可能性が1つあると思うのですが、それがもしできれば、割と制度的には今のままでできると思うのです。

もう一つの方法は、政令指定都市は県のできることをできるだろうと。だから、制度を仙台市の中の保育所だけに通用する制度としてやるということにすると、これは大改革ですけれどもできないことはない、理屈の上ではできると思うのですが、その場合に、問題を仙台市でおつくりになるかどうか。

昔は各県でつくっていたのですけれども、面倒くさくて今ではどの県も全国統一の保育士養成学校の協議会に委託するのです。しかし試験を通った人は保育士養成校に行かなくていいのですから、試験を易しくすればするほど保育士養成校が損する仕組みなのです。だから、根本的に利益相反がある仕組みです。もし、自治体が独自に試験問題を作ってくださることになりますと大きな制度改革に匹敵する価値があると思うのです。

問題は市でおつくりになるおつもりなのですか。

○奥山市長 仙台市は独自で職員採用とかももちろん人事委員会でやっていますし、いろいろな専門職について選考試験は全て人事委員会と担当局の中でいろいろ調整しながら独自に問題づくりもしていますので、保育士は今まで経験はないのですけれども、それなりの事例を勉強すればできることだろうとは思いますが。

ただ、そうすると、仙台市でやる秋の後期試験と、全県一律でやる春の試験と2つ出てきて、その2つでどちらが受かりやすいかとか、また妙な競争とかができるのかな、出ないのかなとちょっと考えました。

○八田座長 県がもしやればですね。だけれども、県がやらない場合には。

○奥山市長 そうですね。その辺もいろいろ御助言を受けて考えたいと思います。

○八田座長 ぜひ私どもとしても、非常に難しい問題ではありますが、検討していきたいと思います。

ほかにございますか。

今日は本当にお忙しいところ、ありがとうございました。今日の事務局のことも含めて、今後また御報告いたします。どうもありがとうございました。